

令和4年度第1回情報公開審査会及び個人情報保護審査会 会議概要

1 日時

令和4年8月30日(火) 午後3時～午後4時5分

2 場所

三鷹市議会第三委員会室(オンライン開催)

3 出席委員

戸張委員 安藤委員 岩隈委員 伯母委員 進邦委員

4 市側出席者

濱仲総務部長 八木相談・情報課長 松田相談・情報課主査

5 公開又は非公開の別

公開

6 傍聴

なし

7 概要

---

(1) 報告事項

ア 令和3年度情報公開制度運用実績

イ 令和3年度個人情報保護制度運用実績

ウ 個人情報保護法の改正に伴う三鷹市個人情報保護条例及び関連条例の改正・廃止等に関する骨子(案)について

八木相談・情報課長より報告事項の説明があった。

---

【伯母委員】 2ページの個人情報保護条例の関係のウのところですが、現行の条例では原則15日以内ということでやってこられた。実際には60日となっていますが、運用は実際どんな感じだったのでしょうか、15日以内でできていたのですか。

【八木相談・情報課長】 はい。多くのものは15日以内に決定して、請求者に通知をしているという状況でございます。

【伯母委員】 同じく5ページの情報公開条例の同じような規定になっておりますけれども、この運用も15日以内ぐらいで大体できていたという感じなのではないでしょうか。

【八木相談・情報課長】 同じような状況でございます。

【伯母委員】 ありがとうございます。法律に合わせるからいいのかなという気もしますが、15日ですべてできていたものを30日に延ばすというのが、何か少し違和感があったものですから、その点についての質問でした。

【八木相談・情報課長】 確かに今回法に合わせまして、請求から決定までを15日から30日ということでございますけれども、ただ、規定文の方にも速やかに決定を進めていくということございまして、特にこの15日のときも15日以内といいますか、速やかに決定している案件もございますので、特にこの30日に縛られることなく、決定を進めていきたいと思っております。また、状況によりましては、15日ですと例えば年末年始とかにかかりますと、年末にもらうとそこでもう1週間を過ぎてしまう、カレンダーによっては9連休になるということもございますので、そういうところもありまして、今回決定まで30日をいただいて、法に合わせて進めさせていただきたいと考えております。

【伯母委員】 ありがとうございます。もう1点、4ページのアのところ、実費相当額のみ徴収というところ、これは幾らぐらいのことになっているのでしょうか。

【八木相談・情報課長】 1つは複写コピーをいたしますので、コピー、片面でございますけれども、白黒で10円、カラーで30円ということございまして、例えば白黒で10枚ありますと100円を頂戴しております。また、郵送の場合には郵送代を実費でいただくという状況でございます。

【伯母委員】 ありがとうございます。

【戸張会長】 これはまだ条例を今から改正するので、この権利濫用の条例はいつ改正条例に織り込まれて施行されるという予定になっておるのでしょうか。

【八木相談・情報課長】 予定といたしましては、12月議会で議案を上程しまして、令和5年の4月、施行したいと考えております。

【戸張会長】 なるほど、了解いたしました。

【濱仲総務部長】 今回やはり権利の濫用に関する規定を持っているということで、市民の権利を奪うことになるのではないかという御意見も中にはあるかなと思っております。ただ、やはり本当に権利の濫用と思われるような請求がありますと、市としてもほかの市民の皆様へ提供しなくてはならないサービス等が滞るような事態もありますので、そこを改めて市民の皆様へ御理解いただく上で必要な規定として現在考えております。

反対にこの条文を使いまして、却下という対応をすることになりますと、審査会への不服

申立てといえますか、そういったことも想定されるものではございますが、私どもといたしましては精いっぱい市民の方の御要望にお応えする方向で調整をさせていただいた上で、本当に社会通念上の範囲を超えたものについて、この規定を適用するようなことで検討を進めているところでございます。

もし委員の方から御意見、その辺りについてもいただければ助かります。よろしくお願いいたします。

【戸張会長】 進邦委員が御担当になった事件がそうでしたけど、進邦委員、何か御意見等ございますでしょうか。

【進邦委員】 去年、おとしといろいろあったと思いますが、すぐそれが直接この文面にあるように、真に必要な情報の公開を求めることを目的とせず、市の事務を混乱または停滞させることを目的とした開示・公開請求であったかという、この部分は妥当性を欠くかなという気はします。意見が、これに該当するかという必ずしもそうではなかったと思うので、ああいったケースを避けるために、この条項を設定するというのはどうかという気はします。

結果的にあの案件が混乱とか停滞を惹起したということは否定はしませんけれども、目的がそこにあったかというそうではないのかなという気はします。結果的にこの審査会でいずれの案件もこういう認定はしていないですね。

【戸張会長】 そうですね。

【進邦委員】 ですので、なかなか難しいと思います。結果としてそうなったと言えそうですが、書き方がすごく難しいところですね。あの2件だけを取り上げて言っているわけではないということですね。

【戸張会長】 そうですね。

【進邦委員】 もっと一般的な話としてということですね。

【八木相談・情報課長】 この権利の濫用の規定のところでございますか。

【進邦委員】 そうです。

【八木相談・情報課長】 そうですね、確かにこちらの方で事件、審査していただいたと、ほかにも先ほどA、Bということで、A、Bのどちらかは審査していただいた方ですが、特にお示ししたお二人は突出して審査請求等も多く、対応に本当に困難を極めていましたけれども、確かに規定を設けたいというところはもちろん特定の市民の方もありますが、今後、権利の濫用と思われるというか、実施機関の業務にも支障が出ると思われる場合、こちらの

規定を定めて対応していきたいなどは考えております。

確かに進邦委員のおっしゃったとおり、審査会の方で審議していただいた件は、確かに答申をいただきまして、答申としましては、棄却の内容としましては権利の濫用については判断されなかったのですが、補正に協力をしていないと、文書の特定に協力をしていないということで、棄却という御判断をいただいたというところでございます。

**【進邦委員】** その辺、そこだけ少し気になったので。

**【戸張会長】** ほかに何か、この点について御意見のある先生おられますでしょうか。

特に、あのときに出てきた論文の中にも、多数回多量の市の情報の公開とか個人情報の開示を市に求めるという目的ではなくて、どちらかという市を行政を妨げるというような、そういうような目的ないし効果が非常にあるような、弊害がある事例があるということ自体は指摘されていて、また、ほかの自治体においてもそれがいわゆる市町村レベルの自治体であることもあれば、都道府県レベルの自治体のこともあるけれども、そういう問題があるということだけはやはり指摘されていたので、そういう問題があるということは事実としてあるだろうと考えるのは、一般的に社会通念に従ったお考えだろうなどは、個人として思っております。

実際、東京都の条例でも、いわゆるこの点について実際に問題になっているということについて、具体的にその後の東京都の条例がどう改正されたのかは、そこまで調べていないので不勉強ですけれども、確かにそういう問題にもなっているということも分かっているもので、そういう具体的に市の方々が御心配されているという権利濫用ということがあるということは、個人的に理解しているつもりではありますけれども、実際これを適用すると、どのように適用するのかという非常に難しい問題があるだろうと思う次第であります。

**【安藤副会長】** 私の記憶では、私が最後に起案したのもそうだったと思います、確かですね。私は権利の濫用というのは、一般条項でどこにあるのか、そのもの自体はもちろん存在価値はそれなりにあると思いますけど、それを適用するというのはかなり慎重にやらないと、まずいなと思います。

それで、先ほど八木課長もおっしゃっていたけれど、ある程度補正をすれば対応ができるような案件でしたけど、その補正の仕方がたしか分かりませんでしたよね。だから、個人的な考えですが、行政がその補正の仕方をもう少し何か丁寧というか、それなりにやればある程度納得して、言われたように補正をしたのではないかなという気がします。それで一般的には確かに市は大変だなと、一定の期間で膨大な量を黒塗りにしたり何かするというの

は、確かにそれ自体は大変だなと思うし、ほかの行政に支障があるのかなという気もしましたけど、もう少し何かぎすぎすしないで、難しいですけど、それをうまく補正のやり方をやれば、それなりに納得したのかなと。

結論としては、我々の結論は正しかったと私は思っています。

【岩隈委員】 条例の改正、法律を受けて多分法律の規定を適用するそれ以外の部分で、三鷹の独自のものが残されているという構成になっているかと思います。あとは現場の方で規則とかさらに下位の法令の対応も必要かと思います。

【戸張会長】 分かりました。ありがとうございました。

ほかに事務局から何かございますでしょうか。

【八木相談・情報課長】 特にはございません。

【戸張会長】 それでは、これで第1回三鷹市個人情報保護審査会と情報公開審査会については、必要な事柄が話し合われたと思いますので、これで今日の審査会は終了させていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【戸張会長】 それでは、これで令和4年度第1回三鷹市個人情報保護審査会・情報公開審査会を閉会いたします。ありがとうございました。